

檜原湿原トイレ改修工事

図面番号	図面名称
M- 00	図面リスト
M- 01	特記仕様書その1(機械設備)
M- 02	特記仕様書その2(機械設備)
M- 03	衛生設備器具表・凡例
M- 04	配置図・仮設置図
M- 05	平面詳細図(衛生設備)・樹表・掘削要領図
M- 06	合併処理槽平面図・断面図・仕様表・盤姿図
M- 07	(改修)平面詳細図
M- 08	(改修)平面詳細図
M- 09	(既存)平面詳細図
E- 01	電気設備(改修前後)

特記	設計変更年月日		工事名 檜原湿原トイレ改修工事	縮尺 A1: 一	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	図番 M
	1回	年 月 日		尺 A3: 一		
	2回	年 月 日		設計 年 月 日		
	3回	年 月 日	図名 図面リスト			00

椋原湿原トイレ改修工事		特記仕様書																															
I 工事概要																																	
1 工事場所	佐賀県唐津市七山池原乙789																																
2 建物概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施工令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トイレ棟</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施工令別表第一	備考	トイレ棟		1																					
建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)	消防法施工令別表第一	備考																												
トイレ棟		1																															
3 工事種目及び工事科目 (○印の付いたものが対象工事)																																	
建物別及び屋外		工事種目																															
工事項目	屋内		屋外																														
・空気調和設備	改修 一式	一式	一式 一式																														
・換気設備	一式	一式	一式 一式																														
・排煙設備	一式	一式	一式 一式																														
・自動制御設備	一式	一式	一式 一式																														
○衛生器具設備	一式	一式	一式 改修一式																														
○給水設備	一式	一式	一式 改修一式																														
○排水設備	一式	一式	一式 改修一式																														
・給湯設備	一式	一式	一式 一式																														
・消火設備	一式	一式	一式 一式																														
・厨房機器設備	一式	一式	一式 一式																														
・ガス設備	一式	一式	一式 一式																														
○浄化槽設備	一式	一式	一式 改修一式																														
・撤去工事		一式	一式 一式																														
4 指定区分 ・無 ・有 (工期：令和 年 月 日) (一部完成) (対象部分：)																																	
5 設備概要 本工事における、工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない○印のものが該当する																																	
方式及び種別																																	
設備概要																																	
空調方式 ・空気調和 ・単一ダクト方式 ・全空気方式																																	
主要熱源機器 ・小型吸収冷水機ユニット ・直置き吸収冷水機 ・空冷ヒートポンプユニット																																	
自動制御方式 ・電気式 ・電子式 ・デジタル式																																	
給水方式 ・高圧タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式																																	
排水方式																																	
建物内の汚水と雑排水 (・分流式 ・合流式 (系統))																																	
ポンプ排水 ・有 (・汚物 ・雑排水 ・湧水) ・無																																	
建物外 放流先																																	
(1) 汚水 ・直放流下水管 ・浄化槽																																	
(2) 雑排水 ・直放流下水管 ・浄化槽																																	
消火設備の種類																																	
・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備																																	
・連絡散水設備 ・連絡送水管設備 ・不活性ガス消火設備 (・)																																	
ガスの種類																																	
・都市ガス (種別 発熱量 MJ/m3 供給事業者)																																	
・液化石油ガス																																	
II 工事仕様																																	
1 共通仕様																																	
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁管理課事務部の「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準仕様書」という。) 「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下、「改修標準仕様書」という。) 及び「公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (令和4年版) (以下、「標準図」という。) による。																																	
2) 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。 なお、電気設備工事の工事仕様は (E / 01) 図、建築工事の工事仕様は (/) 図による。																																	
2 特記仕様 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印のものを適用し特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する																																	
章	項目	特記事項																															
●一般共通事項	●材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 図面に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整理していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。																															

- 環境への配慮
- 電気保安技術者
- 技能士の適用
- 監督職員事務所
- 足場その他
- 工事用仮設物
- 工事用電力水その他
- 埋戻し土・盛土
- 機材の承諾図
- 総合試運転調整
- 電動機
- 容量等の表示
- 耐震措置

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑性 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除去) が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
・要 ・不要

○配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (ダクトの製作及び取付)
○断熱縁施工 (保温工事) ・厨房設備施工 (厨房工事)
○冷凍空気調和機器施工 (冷凍空調器の据付及び整備)

○設けない ・設ける
・既存の建物内の一部を使用する・構内に設置する (・10 ・20) m程度

・別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置とする。
・内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) 建築図参照
○外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)
・電気設備工事 ・建築工事 で設置する。

構内につくることが (・できる ・できない)

本工事に必要な工事用電力、水、及び官公署その他への諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。

・根切り土の中の良質土 (ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類)
・山砂の類

機械設備工事機材承諾図様式集 (令和4年版) によるほか、監督職員の指示による。

●本工事 ・別途
調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。)
・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度の測定
・騒音の測定 ・飲料水の水質測定 ・雑用水の水質測定
・室内気流及びじんあい測定

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく、特記のないもの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてよい。

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版 (独立行政法人建築研究所監修)」による。

(1) 機器の据付及び取付け
設計用水平地震力は、機器の重量 (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量) に地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用水平震度

設置場所	機器	耐震安全性の分類			
		・特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類 (※)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類 (※)	1.5	1.0	1.0	0.6

機器	1.0	0.6	0.6	0.4	
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類 (※)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】 (※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し)
重要機器は次のものを示す。
・給水機器 ・排水機器 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器
・防災設備 ・監視制御装置 ・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(3) 重量1kN以下の軽量な機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 (独立行政法人建築研究所監修) に準拠あるいは同等な設計用地震力 (独立の方法で設計・施工すること)

○ 地中埋設機等 (1) 地中埋設機 ・要 (図示の箇所) ・不要
(2) 埋設機用テープ ・要 (排水管を除く) ・不要

○ 保温 ・共同溝内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所 () を適用する。
・多湿箇所 (天井内共) は下記の場所とする。
・浴室 (ユニットは除く) ・脱衣室・厨房 (天井内は除く) ・シャワー室

○ 塗装 下記の配管、ダクトは塗装を行う。
・屋外露出 ()
・屋内露出 ()

○ 電線類 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1による。

○ 天井仕上区分 () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

● 施工調査
事前調査 ●本工事 ・別途
調査項目 ●アスベスト含有調査
調査範囲 ・図示 ●施工範囲
調査方法 ・図示 ●既存図面調査及び目視調査
はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査型埋設物調査を行い、監督職員員に報告する。

既存配管を含む部分の試験
・不要 ・要 (方法及び圧力：)

図面に特記なき場合は、工事区分表による。
ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
・呼び径 60su 以下 (SAS 322を満足した継手)
(2) 溶接部の非破壊検査 ・不要 ・要
(検査の種類： 抜取率 %)

分類	受け入れ場所	搬出距離
建設発生土	場外	25k以下

上記に示す受け入れ場所・搬出距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (平成12年5月31日法律104号) の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。
ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面に監督職員に報告する。
(1) 再資源化等が完了した年月日
(2) 再資源化等をした施設の名称及び住所
(3) 再資源化等に要した費用

分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
建設設備・内装材等建設設備・内装材の取り外し手作業	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用
その他 ()	その他の取り壊し	・手作業
	(・有 ・無)	・手作業、機械作業の併用

特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等を定める施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等を定める施設の名称所在地
・コンクリート	
・コンクリート及び鉄から成る建設資材	
・木材	
・7377ｺﾝｸﾘｰﾄ	

再資源化利用計画及び実施書は、建設副産物情報交換システム (コプリス) にて作成し提出すること。

● 設計温度

	外 気		屋 内			
	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)	温度 (DB) / 湿度 (RH)
夏期	36.0 °C	% 26.0 %	50.0 %	°C	%	°C %
冬期	0.0 °C	% 22.0 %	40.0 %	°C	%	°C %

(1) はいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。
(2) 鋼板厚 (・3.2mm ・4.5mm)
・低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。
・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
図面に特記なき場合は低圧とする。
取り付け箇所は図示による。
(1) 内張りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内張りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
(1) 防煙ダンパー 復讐方式 (・遠隔 ・) 定格入力値はDC24V以下とする。
(2) ピストンダンパー 復讐方式 (・遠隔 ・)
(1) 冷温水管 ・凡例による
(2) 冷却水管 ・凡例による
(3) 油管 ・凡例による
(4) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管
・凡例による
(5) 空調用排水管 ・凡例による
(6) 冷媒管 ・凡例による
・図示による (図面に特記の無き場合の呼び圧力は JIS 又は JV5Kとする。)
・ステンレス配管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
制御室には、標準仕様書によるほか (・遠隔警報 ・ 磁気制御) の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
・通りダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
・外気取り入れ用ダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。
・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。
・冷媒管の外装の種類は次による。
屋外露出箇所 ・凡例による
屋外露出箇所 ・凡例による
複数のエアコンを集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督職員の第2編承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○ ダクト
・低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。
・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
・厨房系統の排気用ダクトの材質は (・亜鉛鉄板 ・ステンレス鋼板) 製、板厚はダクトの長辺 (・450以下は0.6mm、 ・451～1200は0.8mm) 以上とし、アングルフランジ工法とする。
図面に特記なき場合は低圧とする。
取り付け箇所は図示による。
空気調和設備の当該項目による。
・浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統 ・厨房系統

空気調和設備の当該項目による。
・全熱交換ユニット用の外気取り入れ用ダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
・多湿箇所 (保温の厚さは50mm、範囲は図示による)
(・厨房 ・湯沸室) 用の隠ぺい箇所の排気用ダクトの仕様は、h・(4) ・Dとし、範囲は図示による。
複数の全熱交換器等を集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督職員の承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。

○ ダクト
○ 排煙口の形式
○ 排煙口開放及び復讐方式
○ 排煙風量測定
・亜鉛鉄板 ・鋼板 (厚1.6mm)
・図示による。
・電気式 (遠隔操作 ・不要 ・要)
建築設備定期検査基準書2016年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 中央監視制御装置
○ 中央監視制御装置の構成・機能
○ 電気計装用配線
・有り (・新設 ・既設) ・無し
図示による。
使用する電線及びケーブルは原則としてEM電線又はEMケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

○ 自動洗浄装置及びその組み込み小機器
○ 自動水栓の電源種別
○ 衛生器具ユニット
・個別感知フラッシュ方式 (・ A C電源 ・自己発電)
・ A C電源 ・自己発電
ユニットの配管材料は図示による。

○給水設備	○配管材料 ○量水器 ○量水器樹 ○弁類 ○管の地中埋設深さ ○建物導入部配管 ○引込納付金等 ○水質検査	(1) 量水器までの給水引き込み管(直結部分)水道事業者の指定(○凡例による)による。 (2) 地中埋設配管 ○凡例による (3) 一般配管 ○凡例による ・親メーター(・貸与品) ・ ・子メーター(・買い取り) ・ ・水道事業者指定品(・貸与品) ・買い取り) ・標準図MC形 ・図示による。(図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。) ・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・水道直結部分の呼び圧力は、JIS又はJV10Kとする。 埋設深さ(管の上端深さ)は原則として、車両通行部(・600mm)その他の部分は、(・300mm)以上とする。 標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)による。 ・(a) ・(b) ・(c) ・別途工事 ・本工事 ○残留塩素 ・項目()
○排水設備	○配管材料 ○台所流し等の排水管 ○満水試験継手 ○放流納付金等	(1) 屋内 汚水管 ○凡例による 雑排水管 ○凡例による 通気管 ○凡例による ポンプアップ管・凡例による (2) 屋外 第一樹まで ○凡例による 樹間 ・凡例による 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床土部分の配管は、ビニル管(RFVP)でもよい。 取付位置は図示による。 ・別途工事 ・本工事
○給湯設備	○配管材料 ○弁類	(1) 給湯管 ○凡例による (2) 膨張管 ・凡例による ・図示による。(図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。) ・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
○消火設備	○配管材料 ○保温 ○建物導入部配管	(1) 屋内消火栓 一般 ・凡例による 地中 ・凡例による (2) 連結送水管 一般 ・凡例による 地中 ・凡例による 屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5のe2・(ハ)・VⅡによる。 標準図(建物導入部の変位吸収配管要領)による。 ・(a) ・(b) ・(c)
○厨房設備	○機器の性能等	図示による。
○ガス設備	○配管材料 ○メーター ○充てん容器 ○集合装置 ○転倒防止 ○電気防食 ○引込負担金等	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス (1)一般 配管凡例による (2)地中 ・親メーター(・貸与品) ・ ・子メーター(・買い取り) ・ 別途(・50kg ・ kg ・ kg) × 本 標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による 本組 標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)による。 ・(a) ・(b) ・要 ・不要 ・要(・別途工事 ・本工事) ・不要
○浄化槽設備	○型式 ○仕様等	・ユニット型 ・現場施工型 図示による。
○撤去工事	○保温材 ○支持金物等 ○発生材の処理 ○冷媒(フロン類)の回収	保温材は、配管・ダクトより分離する。 ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。 ○金属類(・機器類 ・ダクト ・配管 ・その他金属)の処理は(・管理者に引き渡し ・構外搬出適切処理)とする。 ・特別産業廃棄物(・)の処理は(・別途 ・構外適切処理)とする。 ○石綿含有産業廃棄物(○配管用成形保温材 ・フランジ用ガスケット)の処理は(・別途 ○構外適切処理)とする。 ・上記以外のもの(・)の処理は(・別途 ・構外適切処理)とする。 ・本工事 ・別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督員に提出する。 ・フロン回収行程管理表の写し ・特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し 工事請負者 フロン回収・運搬委託 回収証明書 処理費用支払い 業者登録書の写し 第一種フロン回収業者 フロン回収・運搬 フロン破壊業者 フロン破壊処分

工 事 内 容		本工事	建築工事	電気設備工事
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋外		
		テレビアンテナ基礎 屋上		
		避雷針の基礎 特記した基礎		
	機械関係	屋内設備 屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く) 屋外設備(") 梁台・アンカーボルト 特記した基礎		
開口部	梁、床、壁貫通スリーブ	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	梁、床、壁貫通部型枠	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	経量鉄骨下地壁・天井板・類の切込	補強を要するもの		
		補強を要しないもの(アウトレットボックスは除く)		
	埋込形分電盤、端子盤等の型枠	補強を要するもの		
		補強を要しないもの		
	上記開口部の墨出し	上記開口部の補強		
		スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)		
OAフロア配線器具用				
点検口	床、壁、天井			
外部取付引	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			
点検口	オイルサーピスタックの防油堤、タンク基礎			
床下水槽のマンホールふた				
ガス漏れ検知器				
消火栓組込み機器収納箱内配線整理用端子板				
湯沸室の排気フード				
換気扇	本体 取付枠			
流し台	本体(排水トラップ共) 水栓			
浴槽				
身障者用便所手摺り				
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地共)			
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線			
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線			
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線			
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配線			
	機器と付属操作スイッチ等との渡り配管			
	機器と付属操作スイッチ			
	機器と付属操作スイッチの埋込ボックス			
	検知器から運動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る配管配線			
	小便器用節水装置制御盤以降の配管配線			
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給				
自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ				
防火扉リリース				
電極棒				
配線ビット及びふた				
別途機器などへの接続				
システム天井	ボード・カバー			
	照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート			
電子錠	電気錠及び通電金具 テンキー及び制御盤			
浄化槽	杭工事			
	土工事 基礎工事 電気工事			
水道リモートメーターの配線				
水道リモートメーターの配線の結線と調査				

特記	設計変更年月日	1 回 年 月 日	工事名 櫻原温泉トイレ改修工事	縮尺 A1:— A3:—	図章 M	
		2 回 年 月 日				
		3 回 年 月 日				
			図章 特記仕様書その2(機械設備)	設計 年 月 日	1級建築士登録 第 号	02

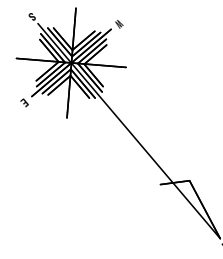
衛生設備器具表

名称	型番		仕様	男子 トイレ	女子 トイレ	屋 外			小 計	計
	TOTO	LIXIL								
洋風大便器 タンク式	CS232B, SH232BF, TCF6623, YH702	BC-Z30S, DT-Z350W, CK-KB31	ロータンク式洋風大便器（寒冷地・流動式）, 温水暖房便座	1	1				2	2
手洗い器	LSH50BS, YKH20R	L-35, LF-48	手洗い器 フック	1	1				2	2
手すり	T112CL9, T112C6, 固定金具付	KF-920AE70D12J	I型手すり	1	1				2	2
手洗い器	L210C, TLS01101J	L-176UAN, LF-E02	壁掛け洗面器, 立水栓, 排水金具			1			1	1
手すり	T113BP21VWT0KU	KF-312AE70J	P型手すり (2個/組)			1			1	1
水栓	1/2F-7					1			1	1
水栓柱	合成樹脂製					2			2	2
ガーデンパン	FRP製650型					1			1	1

凡 例

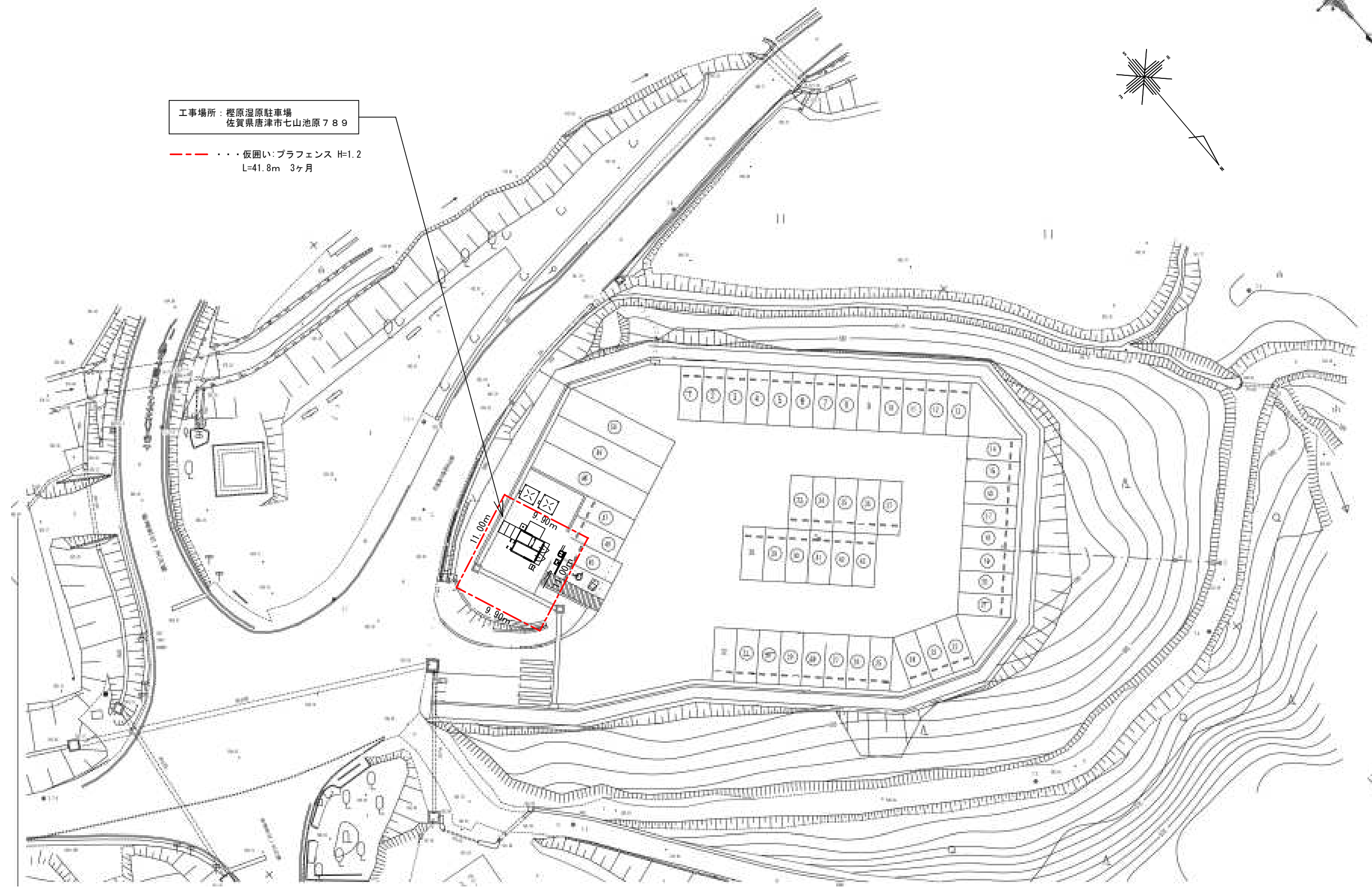
記号	名称	施工場所	管材質	保温・塗装	備考
— — —	給水管	屋外露出	水道用塩化ビニルライニング鋼管 (VA)	ポリエチレンフォーム保温筒 + ステンレス製 ラッキングカバー	
		ピット内	水道用内外面塩化ビニルライニング鋼管 (VD)	ポリエチレンフォーム保温筒 + アルミガラスクロステープ	
		埋 設	水道用内外面塩化ビニルライニング鋼管 (VD)		
— — —	排水管	ピット内	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)		
		屋外埋設	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU)		
		屋外露出	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	下地処理 + プライマー塗装 + OP2回塗り	

特 記	設計変更年月日		工事 名 称 概原湿原トイレ改修工事	縮 尺 A1: — A3: —	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	図 番 号 M
	1回	年 月 日				
	2回	年 月 日				
	3回	年 月 日	衛生設備器具表・凡例	設計 年 月 日		

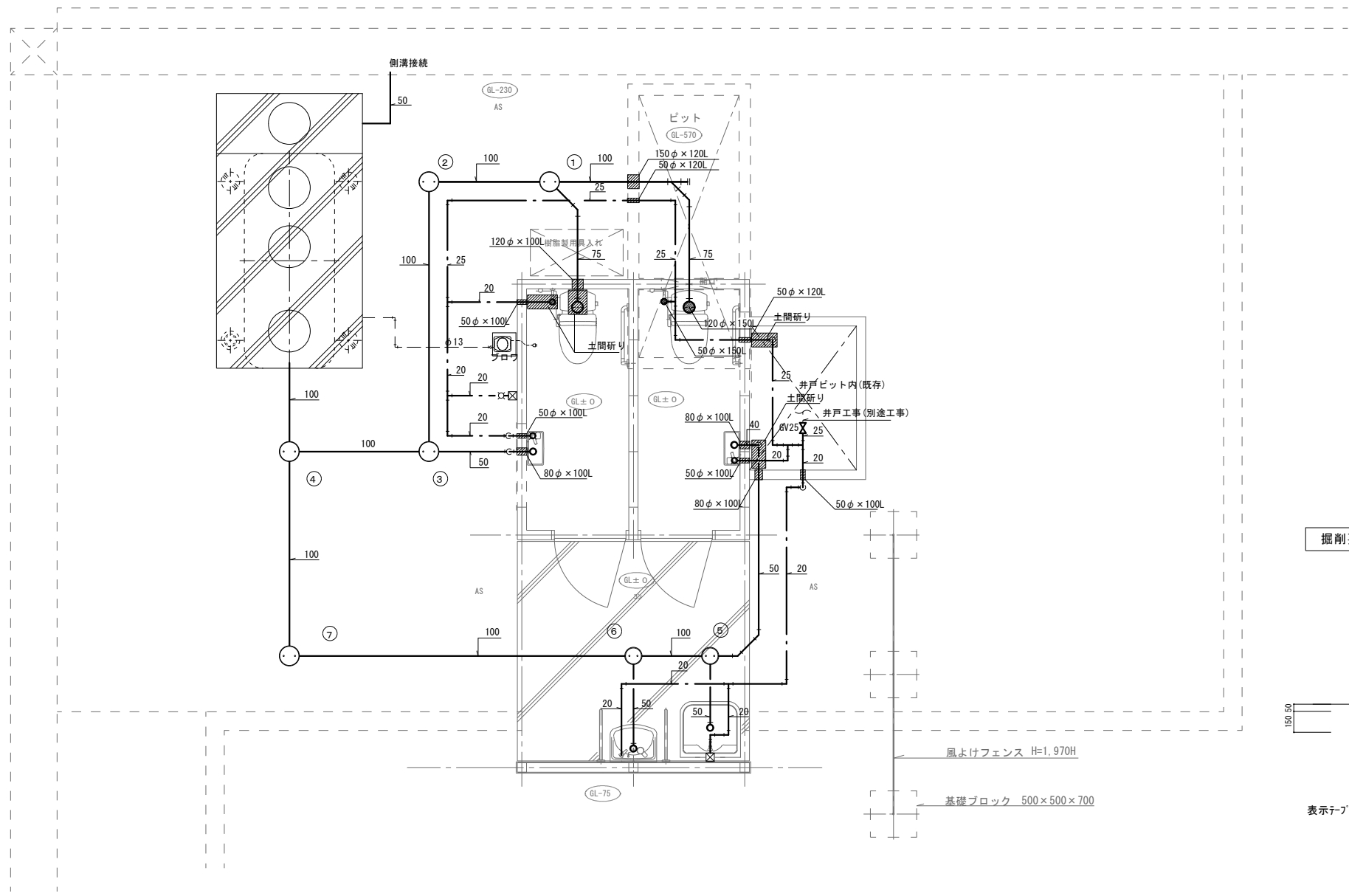


工事場所：櫻原温泉駐車場
佐賀県唐津市七山池原789

--- 仮囲い：プラフェンス H=1.2
L=41.8m 3ヶ月



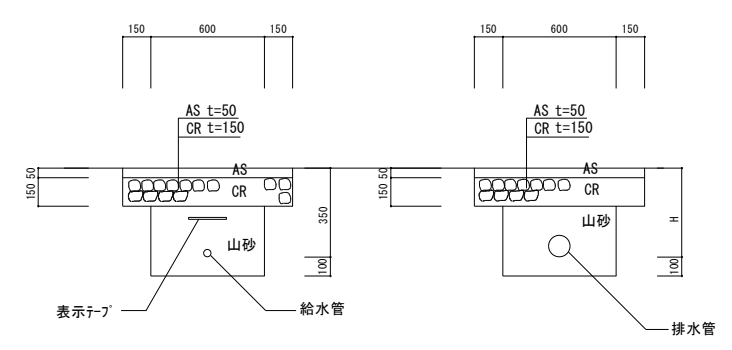
特記	設計変更年月日	工事名 櫻原温泉トイレ改修工事 図名 配置図・仮設配置図	縮尺 A1 : S=1/200 A3 : S=1/400	佐賀県 県土整備部 建築住宅課 1級建築士登録 第 号	図面番号 M 04	
	1回		年 月 日			設計 年 月 日
	2回		年 月 日			
	3回	年 月 日				

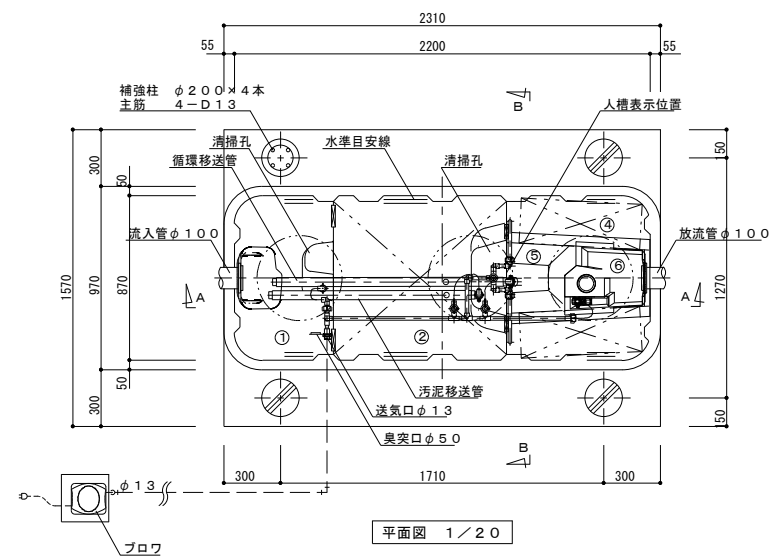


樹表

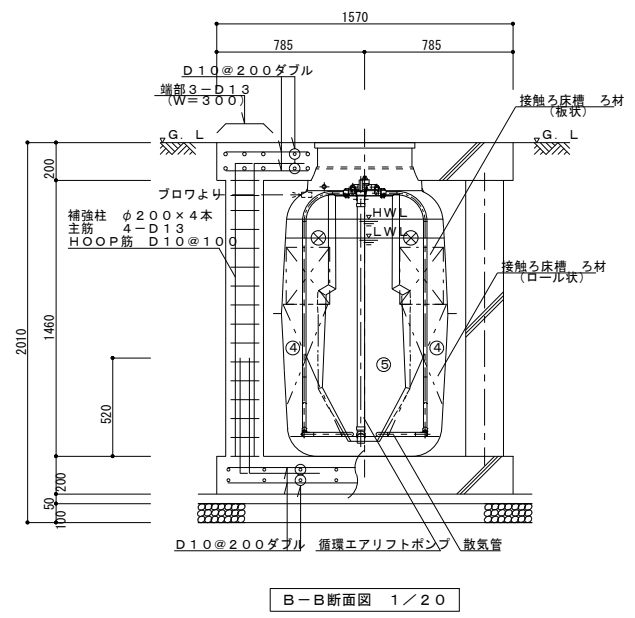
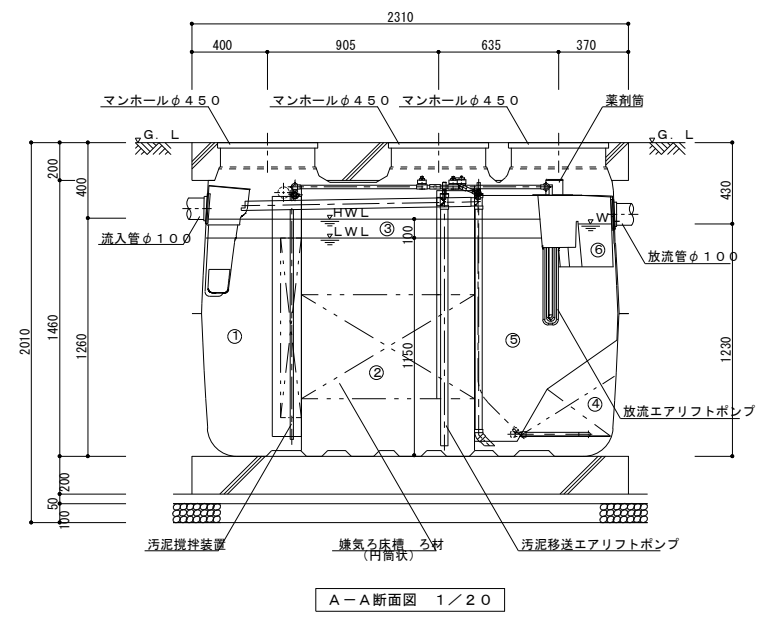
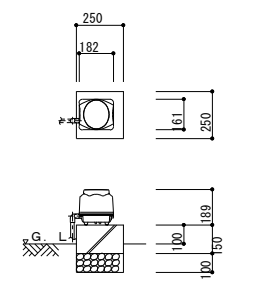
記号	樹種別	参考管底	備考
①	小口径 100A×200φ	320 H	ビニル蓋
②	小口径 100A×200φ	340 H	ビニル蓋
③	小口径 100A×200φ	370 H	ビニル蓋
④	小口径 100A×200φ	390 H	ビニル蓋
⑤	小口径 100A×150φ	300 H	ビニル蓋
⑥	小口径 100A×150φ	320 H	ビニル蓋
⑦	小口径 100A×200φ	360 H	ビニル蓋

掘削要領図

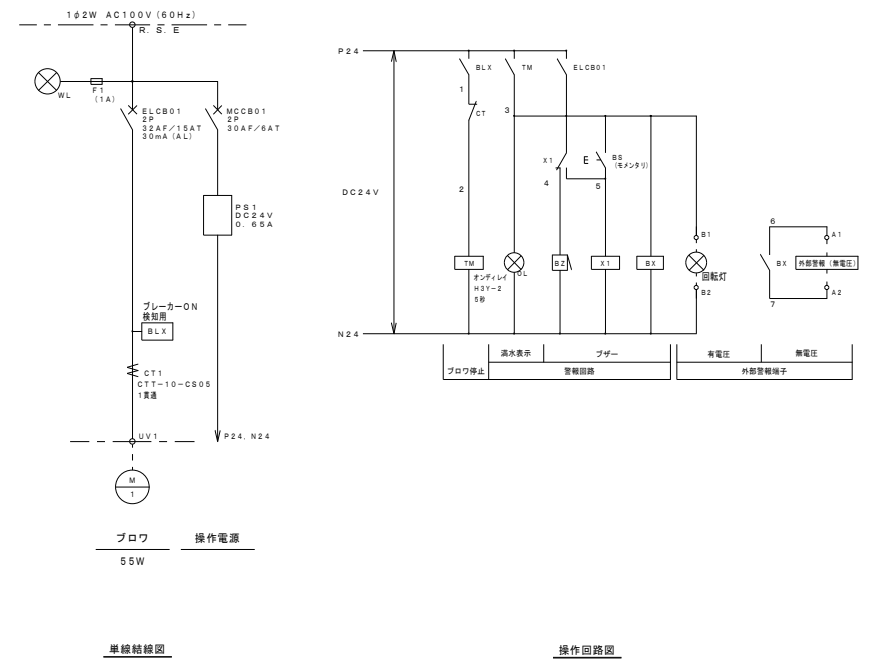
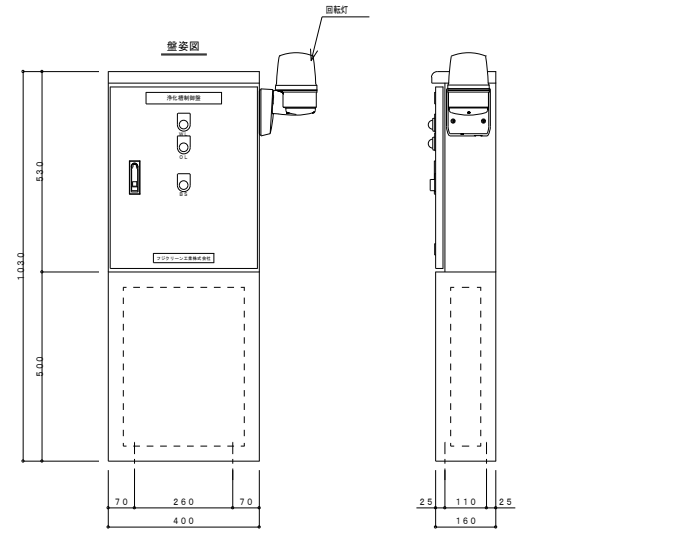




一般事項
 コンクリート $F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
 鉄筋 SD295A
 鉄筋かぶり スラブ 40
 ベース 60
 定着及継手 40d
 開口補強筋 D13ダブル
 地業 砕石又はRC 40~0

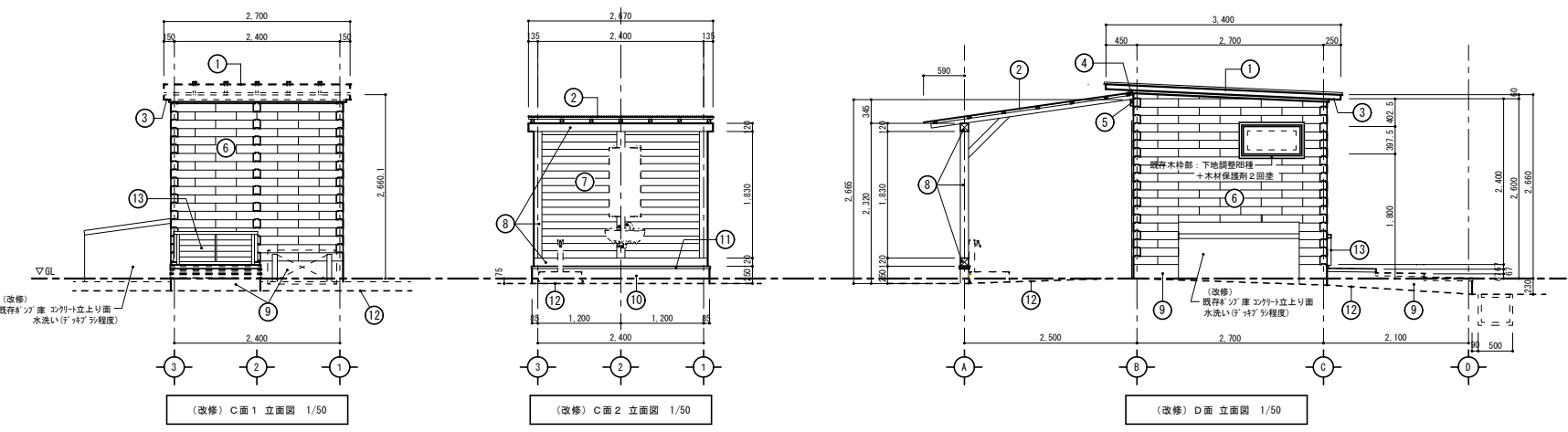
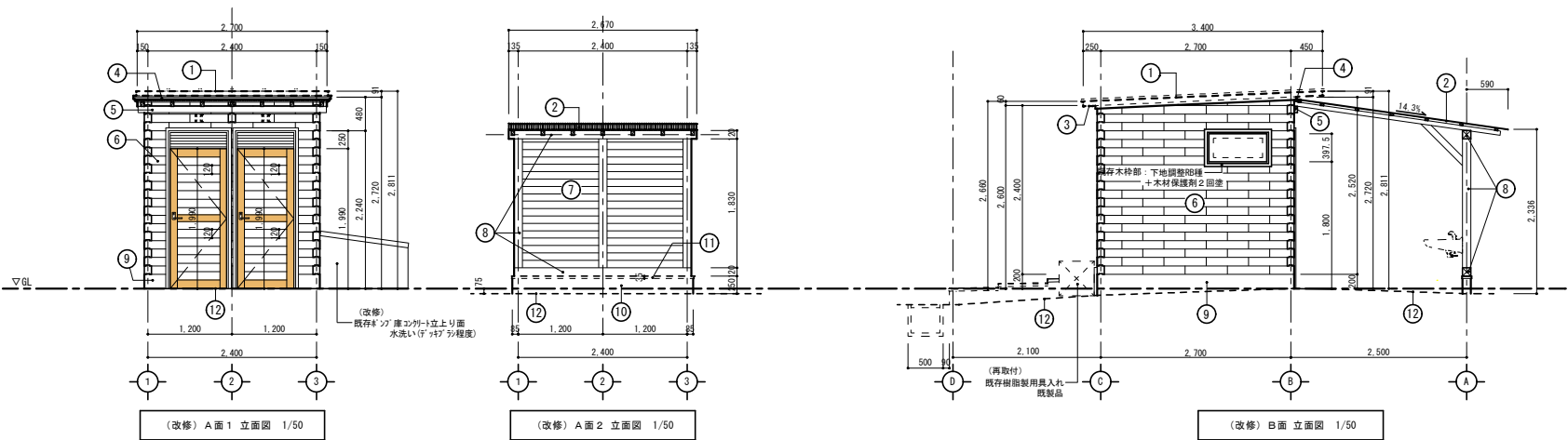
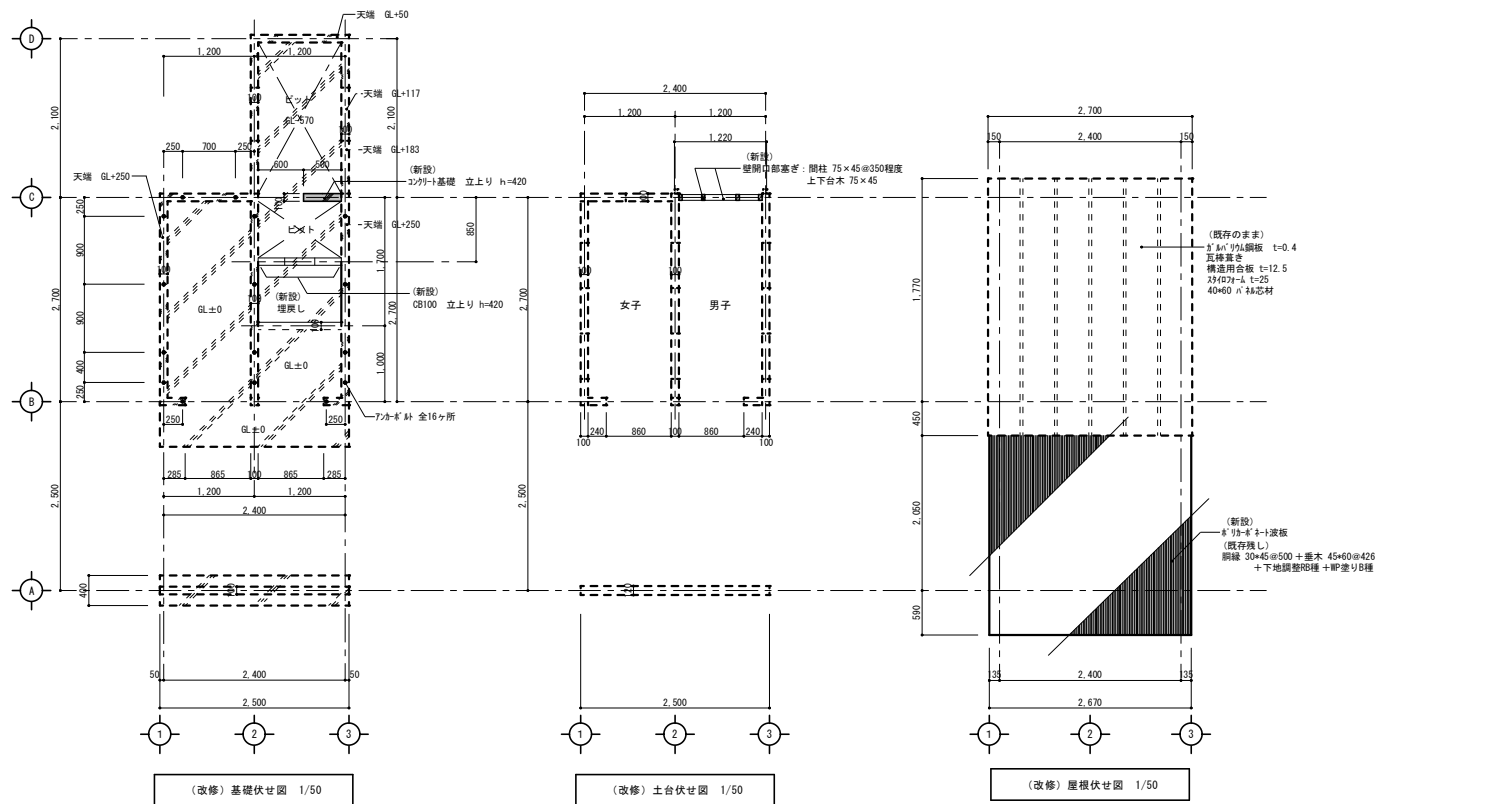
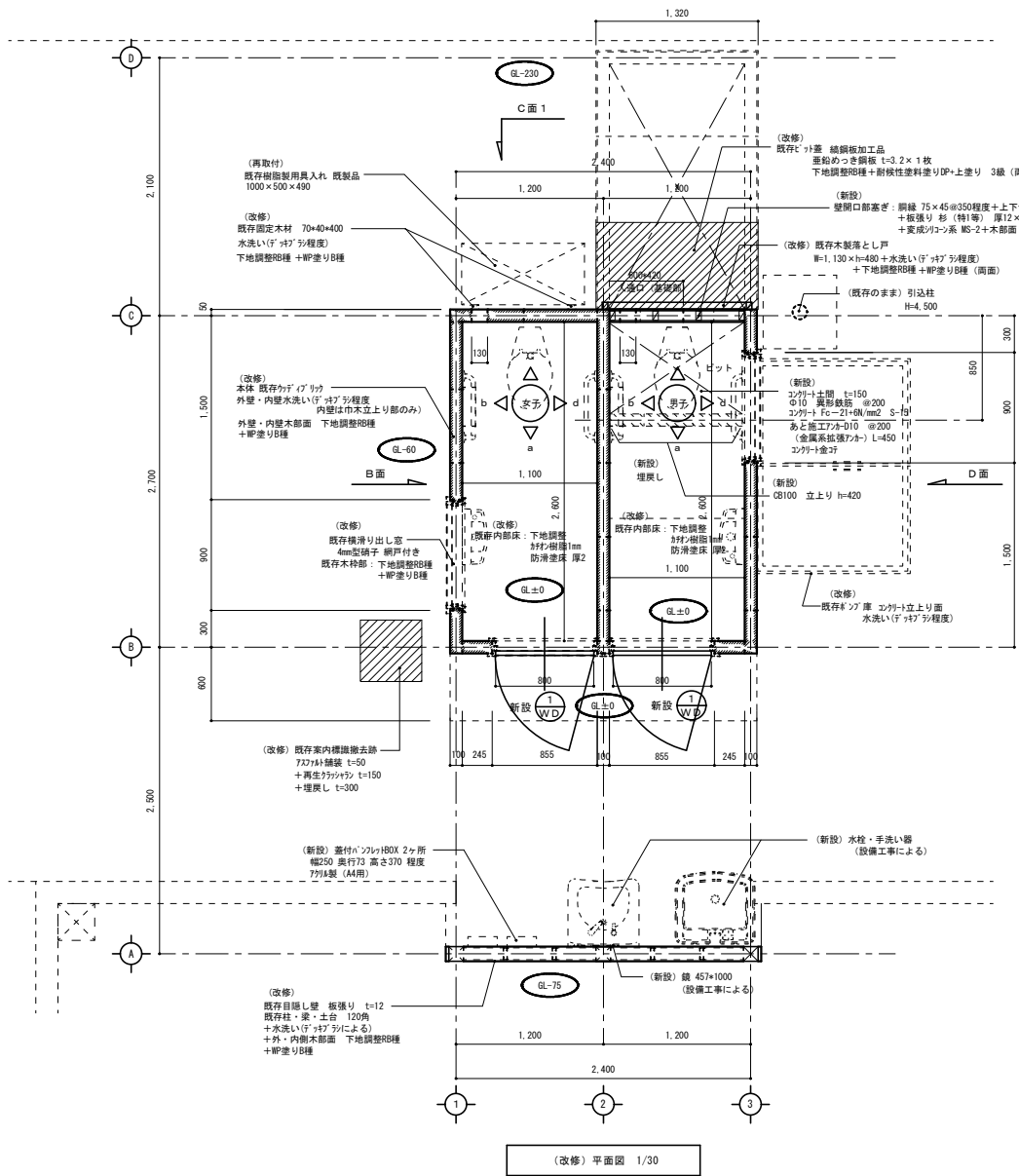


仕様表			
処理対象人員	7人		
汚水量	1.40m ³ /d		
流入水質	BOD 200mg/L	COD 100mg/L	T-N 45mg/L SS 160mg/L
放流水質	BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L SS 15mg/L
①	沈殿分離槽	有効容量	0.447 m ³
②	曝気床槽	有効容量	0.842 m ³
③	ピークカット部	有効容量	0.170 m ³
④	接触床槽	有効容量	0.415 m ³
⑤	処理水槽	有効容量	0.228 m ³
⑥	消毒槽	有効容量	0.015 m ³
	総容量	有効容量	2.117 m ³
機器装置仕様			
曝気床槽ろ材 (円筒状)	PPまたはPE	充填率	43%
接触床槽ろ材 (ロール状)	PPまたはPE	充填率	61%
接触床槽ろ材 (板状)	PPまたはPE	充填率	21%
ブロウ	90L/min	φ13	連続運転 1台
槽本体	FRP		
パイプ類	PVC、PPまたはPE		
マンホール	PPまたはFRP		
消毒剤	固形塩素剤		



特記	設計変更年月日		
	1回	年	月
	2回	年	月
	3回	年	月

工事内容	椋原温泉トイレ改修工事		縮尺 A1: S=1/20 A3: S=1/40	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	図面番号 M
	合併処理槽平面図・断面図・仕様表・盤姿図				



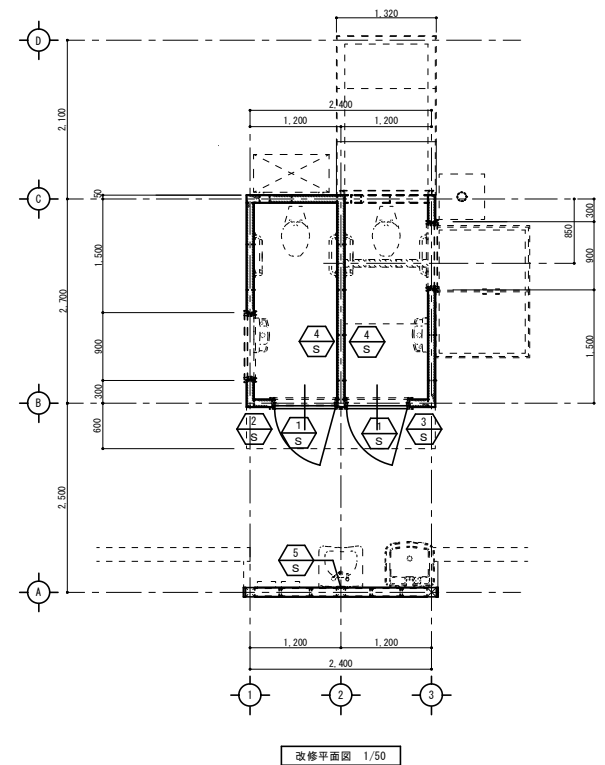
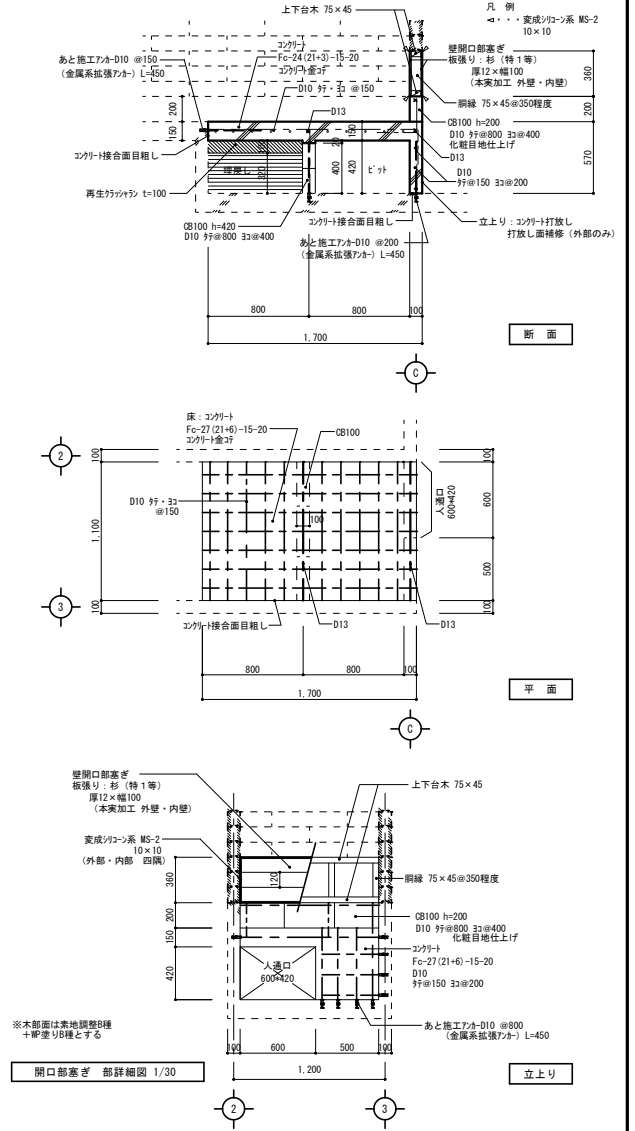
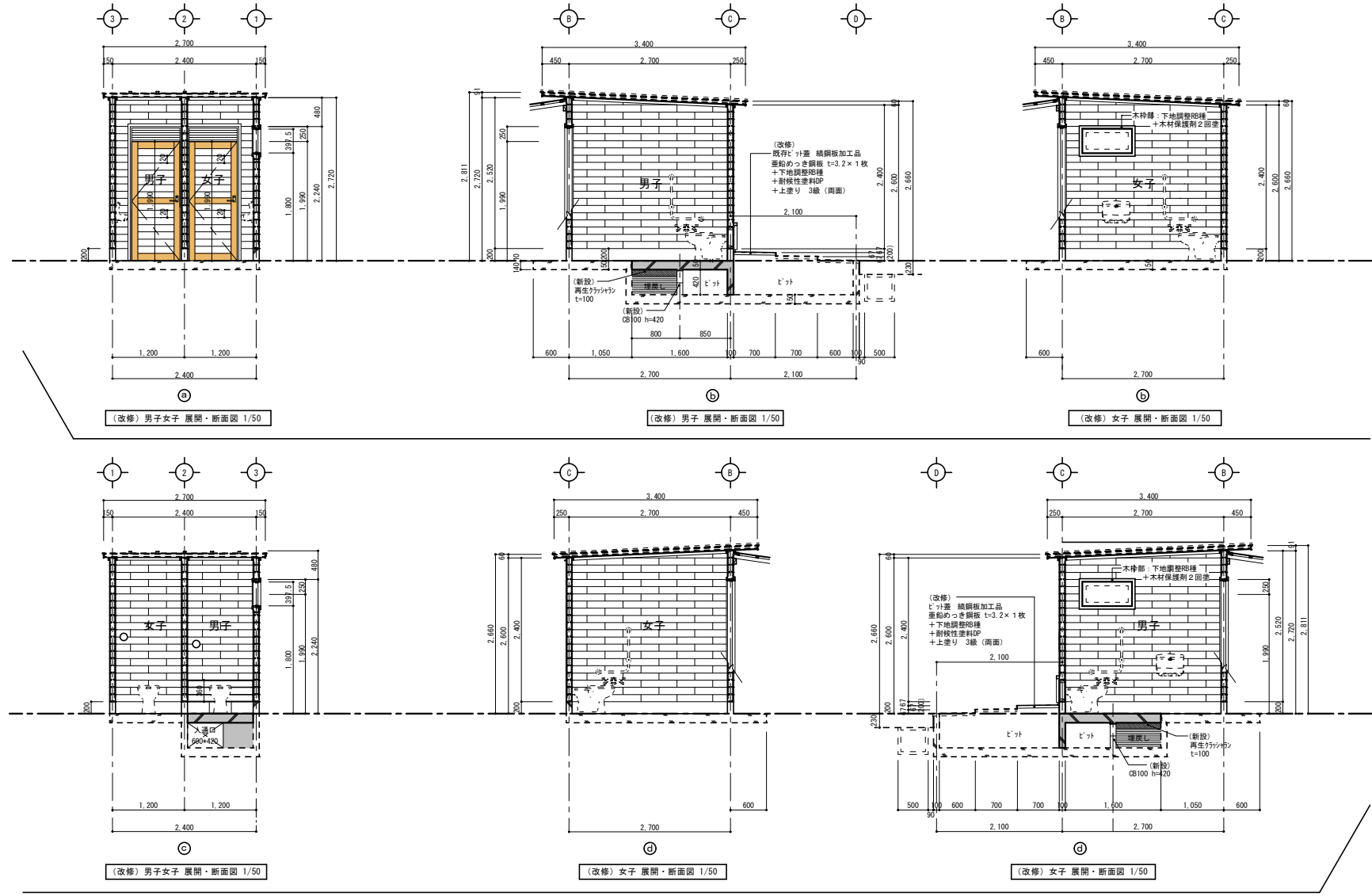
(改修) 外部仕上げ 凡例

①	(既存のまま) 屋根 (使用) : 杉/9%銅板 t=0.4 瓦葺き +構造用合板 t=12.5+20x20xL t=25+40x60 n 杉芯材
②	(改修) 屋根 (目隠し壁) : (新設) 杉/杉+波板+既存銅板 30x45@500 +既存木部 45x60@425+水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
③	(改修) 軒裏 : 既存構造用合板 t=12.5 +水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
④	(再取付) 既設屋根水切金物 : カラー銅板
⑤	(改修) 既存木部 : 45x90+水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
⑥	(改修) 内壁 (使用) : 既存杉/杉 +水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
⑦	(改修) 外壁 (目隠し壁) : 既存目隠し壁 板張り t=12 +水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
⑧	(改修) 既存柱・梁・土台 (目隠し壁) : 柱120角 +水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種
⑨	(改修) 基礎立上り (使用) : 既存杉/杉+水洗い (F+7) 9%程度
⑩	(改修) 基礎立上り (目隠し壁) : 既存杉/杉+水洗い (F+7) 9%程度
⑪	(既存のまま) 土台水切 : 杉銅板 厚0.4
⑫	(既存のまま) 床 : 73x73補強 t=50
⑬	(改修) 既存木部 : 杉/杉+水洗い (F+7) 9%程度 +下地調整剤種+耐塗リB種 (両面)

符号	数量	新設	1	WD	木製片開き戸	2
改修建具						
型式	材質	片開きドア			樞戸 (杉)	
使用ヶ所		男子便所・女子便所				
積子	仕上				木材保護剤2回塗	
概観	見込				36	
金物		シリコ-錠・h ⁿ -n ^o d ^t ・ド ^t 7 ^o 7 ^o				
		付属金物一式				

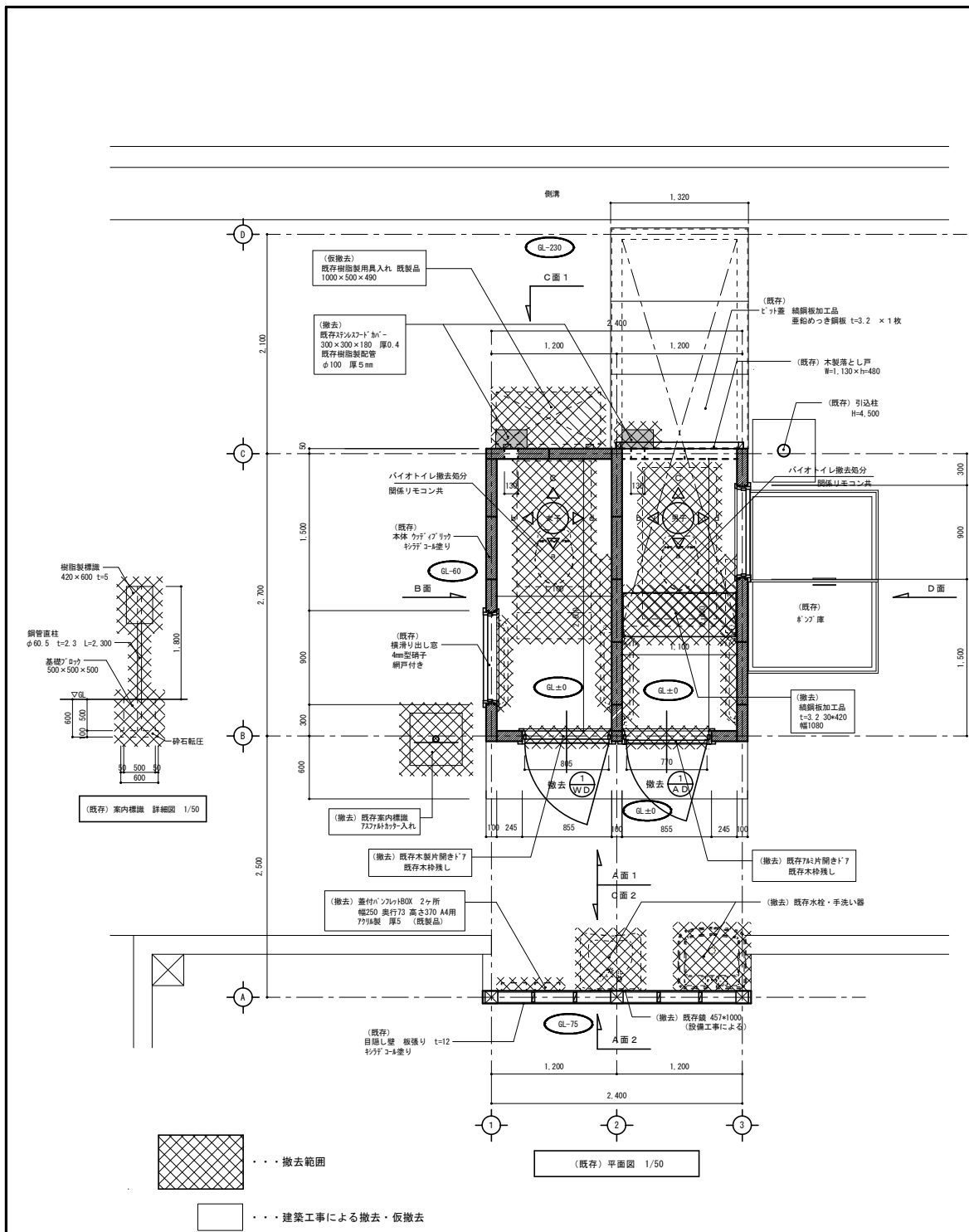
特記	設計変更年月日		工務事務所 櫻原温原トイレ改修工事	縮尺 A1: S=1/30-50-10 A3: S=1/60-100-20	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	M
	1回	年 月 日				
	2回	年 月 日				
	3回	年 月 日	図名 (改修) 平面詳細図	設計 年 月 日	07	

室名	(改修) 男子・女子便所
床	(改修) 既存床+新設床 (コクリ+金ツ) +下地調整 (杉材樹皮1mm) +防汚塗床 厚2
巾木	(改修) 既存コクリ+打放し H=200+水洗い (ツツツ) 3程度)
壁	(改修) 既存コクリ+下地調整RB種+木材保護剤2回塗 (新設) 板張り 杉 (特1等) 厚12×幅100 本実加工 (外部・内部) +木部: 下地調整RB種+PP塗りB種 +変成リコン系 (MS-2) 10×10
天井	(改修) 既存構造用合板+下地調整RB種 +PP塗りB種
備考	水栓洋便器 (設備) 樹脂製手すり (設備) 2連紙巻き器 (設備) コクリ+水洗い器 (設備)



トイレサイン詳細 1/10					
1 S	(改修) 男子便所・女子便所 サイン 入口 2ヶ所 平付け GL+1.450 (芯) 表示基盤: アクリル板 t=5 ※既設サインを参考とする	2 S	(改修) 禁煙サイン 入口 1ヶ所 平付け GL+1.470 (芯) ※男女便所サインと上端揃え 表示基盤: アクリル板 t=5 ※既設サインを参考とする	3 S	(改修) みんなのトイレ サイン 入口 1ヶ所 平付け GL+1.470 (芯) ※男女便所サインと上端揃え 表示基盤: アクリル板 t=5 ※既設サインを参考とする
4 S	(改修) 注意書きサイン 室内 2ヶ所 平付け GL+1200~1400 GL+1.400 (芯) 表示基盤: アクリル板 t=5 ※既設サインを参考とする	5 S	(改修) 飲料不可の掲示 控え壁 1ヶ所 平付け GL+820 (芯) 表示基盤: アクリル板 t=5 ※既設サインを参考とする		

特記	設計変更年月日 1回 年 月 日 2回 年 月 日 3回 年 月 日	工事名 櫻原温泉トイレ改修工事 図名 (改修) 平面詳細図	縮尺 A1: S=1/30-50-10 A3: S=1/60-100-20	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	図番 M 08
----	---	--	---	------------------------	---------------

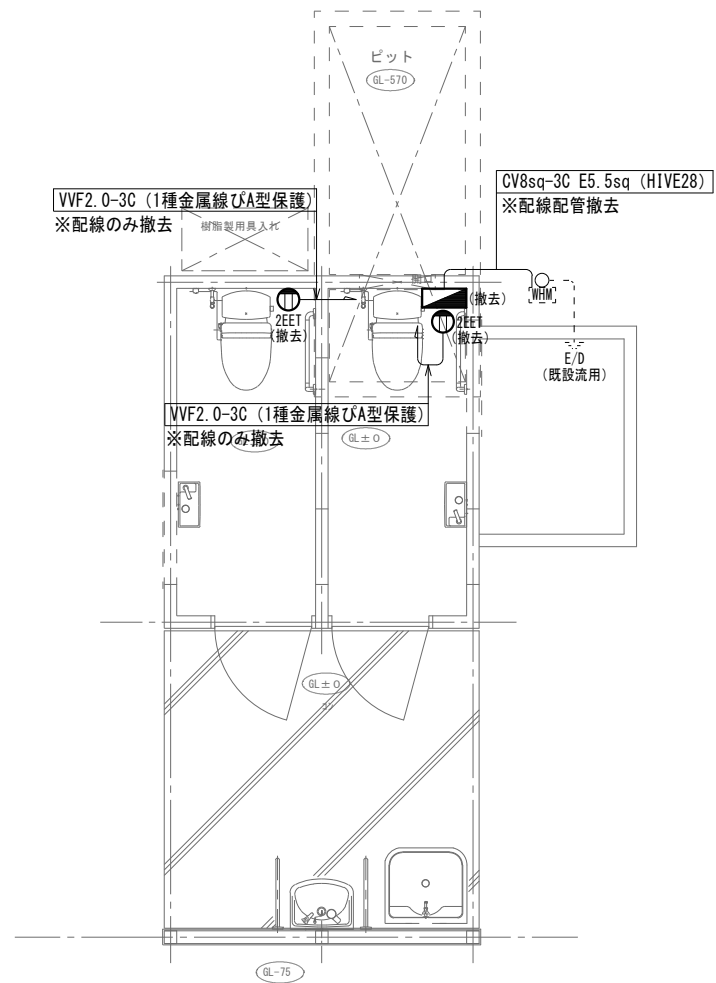


(既存) 外部仕上げ 凡例	
①	屋根 (便所) : 8'9"×18'6" t=0.4 瓦葺き + 構造用合板 t=12.5 + 2x2x2 L t=25 + 40×60 n'18芯材
②	屋根 (目隠し壁) : 8'9"×18'6" t=0.4 瓦葺き + 構造用合板 t=12.5 + 2x2x2 L t=25 + 40×60 n'18芯材
③	軒裏 : 構造用合板 t=12.5 + 杉材
④	屋根水切金物 : カラー銅板 (仮撤去)
⑤	木取 : 45×90 + 杉材
⑥	外壁 (便所) : 杉材
⑦	外壁 (目隠し壁) : 目隠し壁 板張り t=12 + 杉材
⑧	柱・梁・土台 (目隠し壁) : 柱120角 + 杉材
⑨	基礎立上り (便所) : 2x2x2 打ち放し
⑩	基礎立上り (目隠し壁) : モルタル塗 t=10
⑪	土台水切 : 杉銅板 厚0.4
⑫	床 : 73mm×18'6" t=50
⑬	木製薄とし戸 厚1.130×h=480

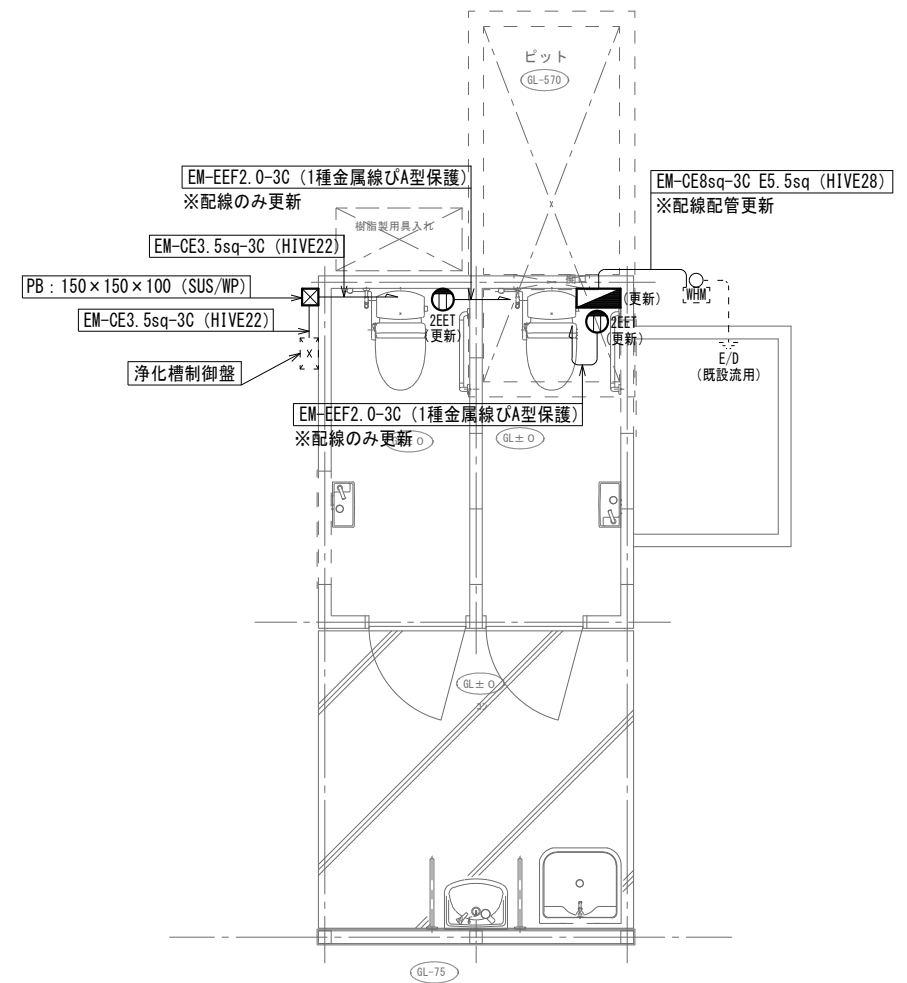
特記	設計変更年月日	
	1回	年 月 日
	2回	年 月 日
	3回	年 月 日

工事名	櫻原温泉トイレ改修工事	縮尺	A1 : S=1/30-50-10 A3 : S=1/60-100-20	依頼先	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	図面番号	(既存) 平面詳細図	設計者	1級建築士登録 第 号	縮尺	M
	設計年月日		年 月 日		号		09				

改修前



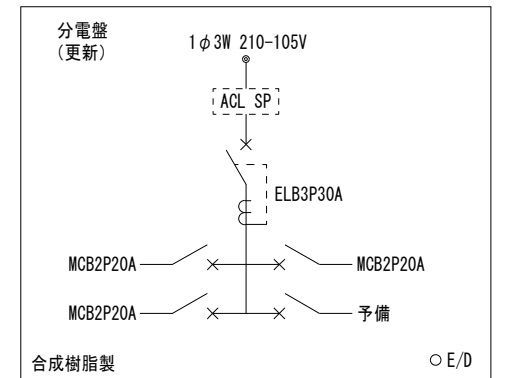
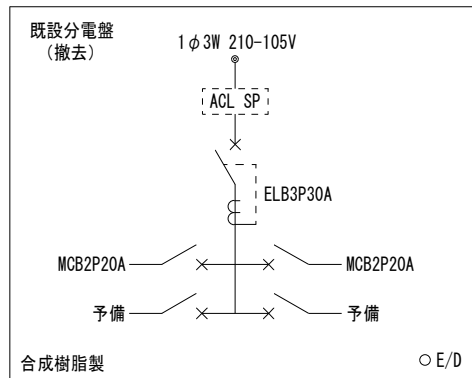
改修後



凡例

分電盤

コンセント 2P15A×2 接地極接地端子付



特記	設計変更年月日		
	1回	年	月
	2回	年	月
	3回	年	月

工事名	椋原湿原トイレ改修工事	縮尺	A1: S=1/30 A3: S=1/60	佐賀県民環境部 有明海再生・自然環境課	E 01
図名	電気設備 (改修前後)	設計	年月日		